

# ヘイトスピーチ解消法 施行より5年が経ちました

## ヘイトスピーチってなに？

自分の意思では変えられない、人種・国籍・出身国などの属性に対して、侮辱や貶めるような発言、暴力や差別をおおるような表現のことです。

## なぜヘイトスピーチは問題なの？

日本では、多くの外国にルーツを持つ人々が生活しています。ヘイトスピーチは、それを向けられた人の尊厳を傷つけ、差別意識を生み出し、安心して生活できる権利を奪うものです。また、ヘイトスピーチを見聞きした人にとっても、不安や恐怖感を抱かせるものであり、多様性に基づいた社会にあってはならないものです。

## ヘイトスピーチ解消法って？

社会的関心の高まりから、国会において成立し、平成28年6月3日に施行されました。「本邦外（外国）出身者」への「不当な差別的言動は許されない」ことを宣言するものです。また、国会の附帯決議では「本邦外（外国）出身者」へのものであるかを問わず、決してあってはならないもの、とされています。

人種・国籍・出身国などの属性について、ハラスメントかな？と思われることがあれば、相談室を利用してみてください。

ハラスメント相談室便りNO47

2021/10月発行

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)

html(法務省HPより引用)

### 【ハラスメント相談室】

TEL:KPC1(078)974-4325(専用回線)

:KAC(078)974-6245(専用回線)

E-mail:hsroom@j.kobegakuin.ac.jp

※秘密を守り、専門の相談員が丁寧にお話を聞きます。

まずは電話かメールをしてみてください。

※匿名で相談することもできます。

